

●香川県告示第23号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和5年2月3日から同月24日まで一般の縦覧に供する。

令和5年2月3日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路 線 名 善通寺大野原線（24号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊市高瀬町佐股甲2522番1 地先から 三豊市高瀬町佐股甲2415番5 地先まで	10.5~14.3	33	令和2年6月2日付け香川県告示第181号の一部

- 4 供用開始の期日 令和5年2月3日